

「中山間地域等直接支払い制度」の存続を求める意見書

中山間地域等直接支払い制度は、耕作放棄などによる農山村の荒廃を防ぐことを目的に、平成12年度から始まったものである。

この制度により、農地の保全や農地の持つ多面的機能の増進が図られ、着実な成果がみられている。

しかしながら、国の一部では、この制度に対して「政策目的が不明瞭なばらまき政策」との強い批判があり、この制度の廃止を含めた抜本的な見直しが提言されているのが現状である。

中山間地域の農業が、食料生産と供給にとどまらず、環境保全や治水などの多面的機能を果たしていることなどから、当該制度が施行された経緯を考え、国におかれては、制度の存続と内容の一層の充実・強化を速やかに実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年8月23日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣